

特別維持会員規程

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構・理事会

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構の特別維持会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(特別維持会員の会費)

第2条 特別維持会員の会費は年間 300 万円とする。

(会費の支払時期及び方法)

第3条 前条に定める会費は、当法人からの請求に応じて、各年度のはじめに支払うものとする。

2 支払いの方法は当法人の指定する銀行の口座への振込の方法によることを原則とする。

附則 この規程は、2009年4月1日から施行する